契約事務を担 当する 組織の名称	契約内容	契約を締結した日	契約の相手方の名称	契約金額	随意契約によることとした理由
総務課	京都西地方事務所の事務 所及び駐車場の賃貸借契 約	令和4年4月1日	株式会社セレマ	9,046,572	・本事務所は、業務の効率性及び納税者の利便性の確保のため府税事務所に併設しており、京都西府税事務所が賃貸借契約している相手方と契約する必要があり、契約の性質又は目的が競争入札に適しないため。 【地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当】
総務課	京都南地方事務所の事務 所及び駐車場の賃貸借契 約	令和4年4月1日	株式会社長栄	7,275,552	・本事務所は、業務の効率性及び納税者の利便性の確保のため府税事務所に併設しており、京都南府税事務所が賃貸借契約している相手方と契約する必要があり、契約の性質又は目的が競争入札に適しないため。 【地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当】
業務課	共同徴収支援システムの 機器等設置に係るデータ センター使用契約	令和4年4月1日	西日本電信電話株式会社京都支店	2,336,400	・本業務の遂行にあたっては、システムのサーバ等機器、通信機器等の設置場所整備業者である当該業者の他にないため。 【地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当】

契約事務を担 当する 組織の名称	契約内容	契約を締結した日	契約の相手方の名称	契約金額	随意契約によることとした理由
業務課	共同徴収支援システム運 用業務の委託契約	令和4年4月1日	北日本コンピューターサービス株式会社	8,250,000	・当該業者は、同システムの運用保守業者であり、システム環境に熟知、精通しており、本業務を他の業者が行うことは不可能であるため。 【地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当】
業務課	市町村基幹業務支援システム(宛名管理・住民登録外、軽自動車税、収滞納管理(住記・税系)、法人住民税)保守業務の委託契約	令和4年4月1日	市町村基幹業務支援システム開発共同企業体 〈代表企業〉株式会社ケーケーシー情報シ ステム 〈構成員〉京都電子計算株式会社 〈構成員〉西日本電信電話株式会社京都 支店 京都府自治体情報化推進協議会	7,410,216	・本業務は、本システムの導入・運用 受託者の当該業者のみが行うことが 可能であり、契約の性質又は目的が 競争入札に適しないため。 【地方自治法施行令第167条の2第1 項第2号該当】
業務課	京都府・市町村課税事務 共同化軽自動車税システ ム運用保守業務の委託契 約	令和4年4月1日	株式会社ケーケーシー情報システム	5,280,000	・本業務を実施できるのは、本システムの・導入・運用業務の受託者である 当該業者に限られ、契約の性質又は 目的が競争入札に適しないため。 【地方自治法施行令第167条の2第1 項第2号該当】

契約事務を担 当する 組織の名称	契約内容	契約を締結した日	契約の相手方の名称	契約金額	随意契約によることとした理由
業務課	軽自動車税申告書等デー タ化業務の委託契約	令和4年4月1日	株式会社ケーケーシー情報システム	19,800,000	・本業務を実施できるのは、本システムの導入・運用業務の受託者である当該業者に限られ、契約の性質又は目的が競争入札に適しないため。 【地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当】
業務課	京都府・市町村共同化軽 自動車税システムOSS対 応改修業務の委託契約	令和4年8月1日	株式会社ケーケーシー情報システム	4,598,000	・本業務を実施できるのは、本システムの導入・運用業務の受託者である当該業者に限られ、契約の性質又は目的が競争入札に適しないため。 【地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当】
業務課	京都府・市町村課税事務 共同化共通基盤システム に係るデータセンターサー ビス提供業務の契約(H2 8現行分)	令和4年4月1日	西日本電信電話株式会社京都支店	4,187,700	・当該業者は京都府が開発した各種システムのサーバ等機器、通信機器等のファシリティ整備業者であるとともに、本システムの現行機器の設置場所を提供している業者であり、契約の性質又は目的が競争入札に適しないため。 【地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当】

契約事務を担 当する 組織の名称	契約内容	契約を締結した日	契約の相手方の名称	契約金額	随意契約によることとした理由
業務課	京都府・市町村課税事務 共同化共通基盤システム に係るデータセンターサー ビス提供業務の契約(R4 更新分)	令和4年8月31日	西日本電信電話株式会社京都支店	1,628,550	・当該業者は、京都府及び京都府自治体情報化推進協議会が開発した各種システムのサーバ等機器、通信機器等のファシリティ(設置場所)整備業者であり、本システムに係る継続運用を他の設置場所で行うことは、業務の完遂が困難と認められるため、契約の性質又は目的が競争入札に適しないため。 【地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当】
業務課	京都府・市町村共同利用型審査システム及び国税連携システムに係るデータセンターサービス提供業務の契約	令和4年4月1日	西日本電信電話株式会社京都支店	3,907,200	・当該業者は、京都府が開発した各種システムのサーバ等機器、通信機器等のファシリティ整備業者であるとともに、本システムの現行機器の設置場所を提供している業者であり、契約の性質又は目的が競争入札に適しないため。 【地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当】
業務課	京都府・市町村課税事務 共同化固定資産税(償却 資産)システム運用保守業 務委託契約	令和4年4月1日	株式会社ケーケーシー情報システム	3,960,000	・本業務を実施できるのは、本システムの構築・導入業務の受託者である当該業者に限られ、契約の性質又は目的が競争入札に適しないため。 【地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当】

契約事務を担 当する 組織の名称	契約内容	契約を締結した日	契約の相手方の名称	契約金額	随意契約によることとした理由
業務課	京都府・市町村課税事務 共同化申告支援システム 運用保守業務の委託契約	令和4年4月1日	株式会社ケーケーシー情報システム	20,118,120	・本業務を実施できるのは、本システムの構築・導入業務の受託者である当該業者に限られ、契約の性質又は目的が競争入札に適しないため。 【地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当】
業務課	共同徴収支援システムに 係る仮想プライベートクラ ウドサービス提供業務	令和4年4月1日	西日本電信電話株式会社京都支店	5,553,768	・本業務の遂行にあたっては、システムのうち個人情報を保存する部分を同社のデータセンター内の機器で管理しており、外部ネットワークと切り離された状態で接続可能な環境を持つものが当該業者の他にない為。 【地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当】
業務課	共同徴収支援システム環 境移設業務	令和4年4月1日	北日本コンピューターサービス株式会社	14,300,000	・当該業者は、平成19年度から共同徴収支援システムを開発し、当機構発足当初から現在に至るまで、同システムの賃貸、運用に携わるとともに、蓄積された全てのデータを管理していることから、選定業者以外の者が本業務を遂行することは不可能であるため。 【地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当】

契約事務を担 当する 組織の名称	契約内容	契約を締結した日	契約の相手方の名称	契約金額	随意契約によることとした理由
業務課	共同徴収支援システムの 賃借及び保守に係る契約 (ハードウエア・再リース 分)	令和4年12月1日	株式会社ケーケーシー情報システム	1,898,952	・本業務を実施できるのは、本システムの導入、保守業務の受託者である 当該業者に限られ、契約の性質又は 目的が競争入札に適しないため。 【地方自治法施行令第167条の2第1 項第2号該当】
業務課	共同徴収支援システムの 賃借及び保守に係る契約 (ソフトウエア・再リース分)	令和4年12月1日	北日本コンピューターサービス株式会社	8,184,000	・当該業者は、平成19年度から共同徴収支援システムを開発し、当機構発足当初から現在に至るまで、同システムの賃貸、運用に携わるとともに、蓄積された全てのデータを管理していることから、当該業者以外の者が本業務を遂行することは不可能であるため。 【地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当】
業務課	京都府・市町村共同利用型審査システムに係る機器賃借・運用保守業務の変更契約	令和4年12月23日	株式会社インテック	3,366,000	・本業務を実施できるのは、本システムの導入、運用業務の受託者である当該業者に限られ、契約の性質又は目的が競争入札に適しないため。 【地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当】

契約事務を担 当する 組織の名称	契約内容	契約を締結した日	契約の相手方の名称	契約金額	随意契約によることとした理由
業務課	京都府・市町村共同利用型審査システムに係る機器賃借・運用保守業務の変更契約	令和5年3月17日	株式会社インテック	1,705,000	・本業務を実施できるのは、本システムの導入、運用業務の受託者である 当該業者に限られ、契約の性質又は 目的が競争入札に適しないため。 【地方自治法施行令第167条の2第1 項第2号該当】
業務課	法人クラウドシステム令和 3年度税制改正対応業務 委託契約	令和4年9月7日	株式会社ケーケーシー情報システム	4,807,000	・本業務を実施できるのは、本システムの導入、運用業務の受託者である 当該業者に限られ、契約の性質又は 目的が競争入札に適しないため。 【地方自治法施行令第167条の2第1 項第2号該当】
業務課	共同徴収支援システムの 機器等設置に係るデータ センター使用契約	令和5年4月1日	西日本電信電話株式会社京都支店	1,709,400	・本業務の遂行にあたっては、システムのサーバ等機器、通信機器等の設置場所整備業者である当該業者の他にないため。 【地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当】

契約事務を担 当する 組織の名称	契約内容	契約を締結した日	契約の相手方の名称	契約金額	随意契約によることとした理由
業務課	課税事務共同化共通基盤 システム用ウイルス対策ソ フト配信サーバ構築業務 委託契約	令和5年3月13日	NECネッツエスアイ株式会社	1,419,000	・当該事業者は、共通基盤の導入及び 運用保守業務を実施しており、機器の 詳細設計や構成内容を把握している 唯一の事業者であり、本業務を他の事 業者が行うことは不可能であるため。 【地方自治法施行令第167条の2第1 項第2号該当】
法人税務課	京都府・市町村税務共同 化法人関係税等支援シス テム運用・保守業務の委 託契約	令和4年4月1日	株式会社ケーケーシー情報システム	5,544,000	・本システムは当該業者が開発したものであり、障害発生時の迅速な対応等システムの適切な運用・保守等を実施できるのは、開発業者である当該業者に限られ、契約の性質及び目的が競争入札に適しないため。【地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当】
法人税務課	京都府・市町村法人関係 税プレ申告書出力・封入封 緘業務の委託契約	令和4年4月1日	株式会社ケーケーシー情報システム	(単価契約) 発送簿プレプ リント1回/月	・本業務を行うためには「プレ申告書出力等一括出力システム」が必要だが開発した当該業者のみがシステムを保有している。新たに他の業者に委託する場合は、新たに帳票等出力システムの開発経費が必要となるとともに、膨大な検証作業が発生し、多額の人的コストが必要となることから、競争入札に付することが不利と認められるため。【地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当】

契約事務を担 当する 組織の名称	契約内容	契約を締結した日	契約の相手方の名称	契約金額	随意契約によることとした理由
法人税務課	税務共同化関係税課税支援システム等における令和3年税制改正対応等業務契約	令和4年4月1日	株式会社ケーケーシー情報システム		・税務共同化関係税課税支援システムは、当機構における法人関係税課税業務共同化に開発したシステムであり、システム改修を実施できるのは、開発業者である当該業者に限られ、契約の性質又は目的が競争入札に適しないため。 【地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当】